

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁

平成25年5月27日付で提起された生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成25年4月5日付[]号で行った生活保護費返還決定処分のうち、保護の廃止に伴い前渡した保護費を生活保護法第63条の費用返還の対象とした部分についてこれを取り消し、その他にかかる審査請求は、これを棄却する。

理 由

第1 事案の概要

1 審査請求に至る経緯

[]（以下「処分庁」という。）は、生活保護法（以下「法」という。）第63条に基づき、平成25年4月5日付で []に対して生活保護費返還決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったところ、[]の子 []（以下「請求人」という。）はこれを不服として、平成25年5月27日で沖縄県知事（以下「当庁」という。）に対し、審査請求を提起した事案である。

2 本件請求の趣旨及び理由

処分庁による本件処分の理由は、生活保護費返還決定通知書によると「（主）死亡による過払い及び廃止日以降に返納金収入充当を行う予定であった額について法第63条適用」としている。

これに対して請求人は、「処分の取消と支払いの取消等」と主張している。

第2 当庁の認定した事実及び判断

1 認定事実

(1) 昭和59年8月3日

処分庁が、請求人の母親に対して法による保護を開始したこと。

(2) 平成24年12月16日

請求人の母親が入院したこと。

(3) 平成25年1月22日

処分庁は上記(2)を受けて、請求人の母親に対する基準生活費を居宅基準から入院患者基準へ変更決定したこと。

当該変更決定に伴い、処分庁が請求人の母親に対して支弁した平成25年1月分の保護費について49,370円の過払い金が発生したこと。

※参考

変更前の認定額=123,710円

=第1類・第2類生活費(68,950円)+冬季加算(2,810円)+障害者加算(16,650円)+
介護保険料加算(3,300円)+住宅扶助(32,000円)

変更後の認定額=74,340円

=入院患者日用品費(23,150円)+冬季加算(1,000円)+障害者加算(14,890円)+
介護保険料加算(3,300円)+住宅扶助(32,000円)

(4) 処分庁は、上記(3)の過払い金について、平成25年2月分以降の保護費から4分割して収入充当することとしたこと。

※参考

2月~4月の保護費充当額・・・12,342円

5月の保護費充当額・・・12,344円

(5) 平成25年3月16日

請求人の母親が死亡したこと。

(6) 平成25年3月17日

処分庁が、請求人の母親に対する法による保護を廃止したこと。

当該廃止の決定に伴い、上記(4)の額のうち24,686円の収入充当未済額が発生したこと。

- (7) 上記(5)により、請求人の母親が平成25年3月分の介護保険料を納付する義務が無くなったこと。
- (8) 上記(6)により、処分庁が請求人の母親に対して支弁した平成25年3月分の保護費について22,191円の過払いが発生したこと。

※参考

当初の認定額=74,340円・・・①

=入院患者日用品費(23,150円)+冬季加算(1,000円)+障害者加算(14,890円)+
介護保険料加算(3,300円)+住宅扶助(32,000円)

日割計算後の認定額=52,149円

= $(\text{入院患者日用品費}(23,150\text{円})+\text{冬季加算}(1,000\text{円})+\text{障害者加算}(14,890\text{円}))\times$
 $16/31+\text{介護保険料加算}(0\text{円})+\text{住宅扶助}(32,000\text{円})$

- (9) 平成25年4月5日

処分庁が請求人に対して法第63条に基づき46,875円の費用返還請求を決定したこと。その内訳は、基準生活費の変更に伴う過払い金の収入充当未済額24,684円と保護の廃止決定に伴う過払い金額22,191円であること。

2 判断

(1) 法令等

ア 生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日 社発第246号 厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7-2-(3)-ウでは、入院患者の基準生活費の算定について、「保護受給中の者について、入院期間が1か月未満であるため入院患者日用品費を算定しない場合は、一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む。)を要しないものとする。」とし、同エでは、「保護受給中の者が月の途中で入院し、入院患者日用品費を算定する場合(略)、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から計上すること。この場合、入院月の一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む。)は要しないものとする。」と定めている。

イ 局長通知第10-2-(8)では、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、(略)、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額(確認月

及びその前月までの分に限る。)を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差しつかえないこと。」と定めている。

ウ 生活保護問答集について(平成21年3月31日 厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「別冊問答集」という。)問13-4では、扶助費の返還を要する事情が明らかとなった場合、法令等イのほか法第63条の規定による返還として決定しても差し支えない旨を定めている。

エ 局長通知第7-2-(3)-キでは、入院患者の基準生活費の算定について「入院患者日用品費が算定されている入院患者が退院又は死亡した場合は、入院患者日用品費は退院等の日まで計上することとし、一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む。)を日割計算により行なうこと。」と定めている。

オ 局長通知第7-4-(1)-イでは、住宅費の認定について「月の途中で保護開始、変更、停止又は廃止となった場合であって、日割計算による家賃、間代、地代等の額を超えて家賃、間代、地代等を必要とするときは、1か月分の家賃、間代、地代等の基準額の範囲内で必要な額を認定して差し支えないこと。」と定めている。

カ 局長通知第7-2-(2)-ケ-(ア)では、介護保険料加算の取扱いについて「介護保険料加算は、普通徴収にかかる保険料の納期において、納付すべき実費を認定すること。」と定めている。

キ 別冊問答集問13-17では、保護の廃止、変更等に伴い前渡した保護費を支弁者に返還する義務は、民法第703条により生ずることになる旨を定めている。

ク 法第63条では、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

(2) 本件処分について

ア. 基準生活費変更に伴う過払い金の費用返還決定について

基準生活費の算定については、居宅基準が計上されている被保護者の入院期間が1か月を超えるような場合には、基準生活費を入院日の属する月の翌月の初日から入院患者日用品費へ変更することとされており（法令等ア）、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合には、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額を次回支給月以後の収入充当額として計上するか（法令等イ）、または、法第63条の規定による返還として決定することとされている（法令等ウ）。

これを本件事案についてみると、請求人の母親は1か月を超えて入院していたことが認められることから、請求人の母親に対する基準生活費については、入院日の属する月の翌月の初日にあたる平成25年1月1日時点に遡って居宅基準から入院患者基準へ変更することを要し、かかる差額については平成25年2月以後の収入充当額として計上するか、または、法第63条の規定による返還として決定されるべきであり、本件処分は基準生活費の変更を行えば生ずることとなる額49,370円を返納額の対象とした上で、平成25年2月及び同年3月に合計24,684円を収入充当額として計上し、請求人の母親に対する保護の廃止に伴い生じた収入充当未済額24,686円の範囲内において法第63条に基づく費用返還額を決定していることが認められることから、違法又は不当なものとはいえない。

イ. 保護廃止に伴う過払い金の費用返還決定について

保護の廃止があった場合における入院患者日用品費及び各種加算額の算定については日割計算により基準生活費を計上することとされ（法令等エ）、住宅費の算定については日割計算による家賃等の額を超えて家賃等を必要とする場合に限り1か月分の家賃等の基準額の範囲内で必要な額を認定することが認められている（法令等オ）。また、介護保険料加算については、普通徴収にかかる保険料の納期において、納付すべき実費を認定することとされており（法令等カ）、保護の廃止等に伴い前渡した保護費を支弁者に返還する義務については、民法第703条により生ずることになる旨が定めている（法令等キ）。

これを本件事案についてみると、処分庁は、請求人の母親に対する保護の廃止に伴い、請求人の母親に対して支弁した平成25年3月分の保護費のうち入院患者日用品費、冬季加算及び障害者加算の15日分の額18,891円と介護保険料加算額3,300円の合計額22,191円を返還の対象としていることから、その返還額は法令等の定めに基づいて適正に算定されていることが認められるが、保護の廃止に伴い前渡した保護費の返還請求については、民法

第703条を根拠に行うべきところ、法第63条を適用していることから、この点について違法又は不当な処分と言わざるを得ないため、この部分につき処分を取消することが適当と判断する。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は、理由があるから行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成26年1月22日

沖縄県知事
仲井眞 弘多

(教示)

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。